

議第 3 号議案

桐生市議会基本条例の一部を改正する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び桐生市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出いたします。

令和 7 年 5 月 30 日

提出者 桐生市議会
議会改革調査特別委員会
委員長 近 藤 芽 衣

桐生市議会議長 人 見 武 男 様

桐生市議会基本条例の一部を改正する条例案

桐生市議会基本条例(平成 25 年桐生市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条中「原則として定例会ごとに」を削る。

第 17 条中「定例会ごとに」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議第 3 号議案 桐生市議会基本条例の一部を改正する条例案

桐生市議会基本条例第 30 条に基づき議会報告会・意見交換会の新たな開催形式について見直しを行った結果、所要の改正を行おうとするものです。